

「病棟 4病棟体制」 許可病床数 193 床(指定病床 10床)

「適用入院基本料等」

・精神科急性期治療病棟入院料1 (本館3階南病棟 35 床) 看護職員13対1 看護補助者30対1

「当病棟は、精神症状が悪化した急性期の治療が必要な方々が入院される病棟で、
早期に在宅移行に向けて、集中的な治療を行います。」

- ・看護職員の数、一日に9人以上が勤務しています。
- ・朝 9 時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- ・夕方17時から翌朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は 18 人以内です。
- ・看護職員の最少必要数の4割以上が看護師です。

・精神療養病棟入院料 (本館1階 56 床・2 階 48 床・3 階病棟 54 床) 看護要員15対1

「当病棟の療養環境は以下の要件を備えたものとなっています。」

- ・一つの病室の病床数は6床以下です。(当院は4床以下)
- ・病室の面積は1人当たり 6.4 m²以上(当院は 7.6 m²以上)です。
- ・看護要員(看護職員+看護補助者)の数は、1日に 12 人以上が勤務しています。
- ・朝9時～夕方17時まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・夕方17時～翌朝9時まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。
- ・看護職員の最小必要数の2割以上が看護師

・入院時食事療養・入院時生活療養(Ⅰ)

「管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)、適温で
提供しています。」

入院時の食事に係る標準負担額(1食につき)

一般 歳未満)	(70	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
一般		一般	550 円	
			指定難病患者等	330 円
			精神病床に 1 年超入院する患者 (2015 年 4 月以前から継続して入院している場合)	260 円
住民税 非 課税世帯		住民税 非課税世帯(低所得者 Ⅱ)	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	270 円
			過去 1 年間の入院期間が 90 日超	220 円
住民税非課税世帯(低所得者Ⅰ)			130 円	

(加算項目)

- ・救急医療管理加算 ・精神科身体合併症管理加算
- ・地域支援医薬品供給対応体制加算 1
- ・医療安全対策加算 2 ・医療保護入院等診療料 ・精神科作業療法
- ・精神科ショート・ケア「小規模なもの」・精神科デイ・ケア「小規模なもの」
- ・こころの連携指導料(Ⅱ)・データ提出加算・ 入院ベースアップ評価料 43
- ・外来在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)・電子的診療情報連携体制整備加算 2
- ・診療録管理体制加算 2 ・通院在宅精神療法の注 13
- ・精神科慢性身体合併症管理加算
- ・精神科急性期医師配置加算 2 の口 ・口腔管理連携加算